

令和4年度決算審査資料

【歳入】

- 1 危険物取扱許可等に係る手数料 87,750 円
- (1) 変更許可に係る申請手数料 3件 58,500 円
(地下タンク貯蔵所1件 13,000 円、一般取扱所1件 19,500 円、
給油取扱所1件 26,000 円)
- (2) 完成検査(変更)に係る申請手数料 3件 29,250 円
(地下タンク貯蔵所1件 6,500 円、一般取扱所1件 9,750 円、給
油取扱所1件 13,000 円)

※ 消防手数料予算については、危険物施設の設置及び変更等の申請における許可及び検査に伴う手数料条例に基づく手数料で実績のある過去5年を基に見込みで計上しています。

※ 危険物とは、消防法で定められた危険物をいい。第1類から第6類に分類され、個体・液体で気体(LPG等)は含まない。主なもので第4類引火性液体のガソリン、アルコール、灯油、軽油等があり、危険度により指定数量が決められており、指定数量以上を貯蔵、取扱する場合は、危険物施設を設置しなければならない。

品 名	指定数量	少量 1/5
第1石油類(ガソリン)	200ℓ	40ℓ
第2石油類(灯油・軽油)	1,000ℓ	200ℓ
アルコール類(エタノール)	400ℓ	80ℓ

【歳出】

1 旅費（16,994 円：54.81%）

未執行は、書面会議や未開催となったもの。

2 需用費（328,317 円：73.44%）

（1）消耗品費（284,317 円：72.16%）

主なものは、業務に必要な最新の知識、技術等を習得するための書籍等で、特に追録代が多く消耗品費予算の 80%強を占めている。

追録代の予算計上額は 332,655 円で、追録代として執行した金額は 213,887 円で、予定よりも追録が少なかった。

（2）印刷製本費（44,000 円：83.02%）

火災予防ポスター（2022 防火ポスターコンクール入選作品葉山小 4 年生 1 人長柄小 4 年生 1 人の作品）を作成（※2 種類各 100 枚計 200 枚）し、公共施設、町内の店舗等に配布し火災予防を呼びかける。

3 役務費（17,413 円：96.74%）

予防技術検定手数料 3 人分（12/4：慶応大学日吉キャンパス）

[予防技術資格者]

・消防力の整備指針では、建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災予防に関する高度な知識、技術を有する「予防技術資格者」を火災予防を担当する課に 1 人以上配置することとなっています。

・特に法令違反に対する行政処分や建物建築時の消防関係法令に基づく審査などを的確に遂行するためには、より専門的で高度な知識と技術を有する人材が必要です。

・予防技術資格者になるには、国家試験である予防技術検定（年 1 回）に合格し、かつ、予防業務の実務経験（検定試験資格により 2 年又は 4 年以上）が必要で消防長が認定します。

・予防技術資格者区分は 3 区分あり、

①防火査察…認定 5 人（予防課 3 人）※試験合格 10 人

②消防設備…認定 5 人（予防課 1 人）※試験合格 7 人

③危険物…認定 6 人（予防課 2 人）※試験合格 8 人

・予防技術検定受験資格は、消防学校予防査察科専科課程の教育を受けた者や予防業務に 1 年以上従事した経験を有する者等となっています。

4 負担金補助及び交付金（101,394 円：94.76%）

（1）講習会負担金（61,394 円：91.63%）

消防設備点検資格者第 1 種第 2 種の資格取得に係る講習会費用。

[消防設備点検資格者] 予防課資格取得者 2 人

・消防法施行規則（第 31 条の 6）に定められ国家資格で消防用設備等の点検業務ができる。

・ 1 種：水関係（内栓・SP）、2 種：電気関係（自火報・誘導灯）、特種

・一般財団法人日本消防設備安全センターが行う講習で取得できる。

（3 日間講習 令和 5 年度は、県内 3 回実施予定）

・消防用設備等の審査に伴い専門業者との協議をするにあたり、的確な指導をするためにも消防設備に関する専門的で高度な知識を取得することが必要である。

・特殊消防用設備等は当該消防用設備に代えられる設備で当該設備と同等以上の性能を有する総務大臣が認定するもの（法 17 条）

（ex.：排煙設備→加圧防煙システム、自火報→火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム、不活性ガス消火設備→放射時間を延長した窒素ガス消火設備）

（2）危険物安全協会補助金（40,000 円：100%）

葉山町危険物安全協会への補助金。

・町内にある危険物施設の関係者や販売業者の方々に構成され現在 26 会員（事業所）です。

・平成 4 年 6 月に設立され、令和 4 年に 30 周年を迎えました。

・目的は、危険物による火災又は事故その他公害防止のため、危険物の安全な管理、知識及び技術のかん養指導並びに会員相互の連携を図ること。

【その他参考情報】

- ・ 防火対象物 R5.4.1 現在 521 施設 (150 m²以上)
- ・ 危険物施設 R5.4.1 現在 30 施設
- ・ 令和4年度査察実績 226 件
(防火対象物 97 件、危険物施設等 20 件、その他 109 件)
- ・ 建築消防同意審査 32 件 (R4) 26 件 (R3) 19 件 (R2)
- ・ 2022 防火ポスターコンクール応募作品数 101 点
- ・ 住警器設置状況調査結果
81.4% (R5) 82.8% (R4) 82.6% (R3) 81.8% (R2)